

江東区立数矢小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「数矢小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

なお、学校サポートチーム(※)と連携し、早期解決をはかるために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む。※「いじめ総合対策【第3次】」(上巻)p128 参照

【数矢小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間12回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。
また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 「学校サポートチーム」を活用し、学校内だけで対応せず、学校外の関係機関と連携していじめの未然防止、早期解決につなげる。
- (6) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

3 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

【授業規律の徹底】

- ・「こうとう学びスタンダード」を基本とし、「数矢学習スタンダード」を通してすべての教員が共通理解の下で授業規律を徹底しこどもたちの安定した授業環境を整える。

【授業改善推進プラン】

- ・全国学力・学習状況調査等の結果を生かし、こどもたちの学習状況を分析するとともに、授業推進プランに基づいた授業改善を図る。

【授業の工夫】

- ・互いの考えや意見を交流する話し合いの場を多く設定し、互いの意見を認め合える学級の雰囲気づくりを行う。
- ・基礎的、基本的な学習の定着を図るため、反復練習や個に応じた学習を行う。

【授業研究】

- ・校内研究、校内研修会等、授業研究を通じて授業の質を高める。

【OJT】

- ・学年OJT研修を活性化し、すべての教員の指導力を高める。

【訪問指導】

- ・教育委員会による支援訪問等により、学校と教育委員会が一体となった授業改善を進める。

【外部機関連携】

- ・授業改善支援チーム、東京都教育研究員、教師道場等への教員推薦や、東京都や区の課題別研修等を積極的に受講するなど、外部機関を活用して授業のスペシャリストを育てる。

(2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

【道徳授業地区公開講座】

- ・道徳授業地区公開講座では、全ての学級で特別の教科道徳の授業を公開する。
- ・こどもたちの心の教育について講師を招き講演をしていただき、保護者や地域の方と意見交換会を行う。
- ・これらの成果を道徳教育の充実につなげる。

【いじめ防止道徳授業】

- ・ふれあい月間（年3回 6月、11月、2月）に全ての学級でDVD教材等を活用し、いじめ防止に関する道徳授業を行い、全てのこどもたちが、いじめについて深く考える機会とする。
- ・特に11月～12月にかけては、「命の大切さ」をテーマとした道徳授業に取り組む。

【情報モラル教育】

- ・こどもたちが、情報社会に積極的に参画する態度や情報手段を活用できる判断力や心構えを身に付けるために情報モラル教育を行う。
- ・学年に応じてインターネット等に関係するいじめ防止を、セーフティ教室の指導を通して推進する。

(3) 体験活動の充実……児童が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動(ソーシャルスキル・トレーニング等)を、体系的・計画的に実施したりする。

具体的な取組内容

【特色ある学校づくり】

- ・思いやりの心や責任感、協調性を育てるために異学年交流を年間通して行う。
- ・特に6年生は班長やリーダーとなって異学年集団をまとめる経験を通してコミュニケーション能力を育成する。
- ・地域のお年寄りによる昔遊び教室、1年生と2年生の交流教室、保育園や幼稚園児との交流、卒業生や地域で活躍する方によるキャリア教室、伝統・文化にふれる活動(茶道・華道教室)等、こどもたちが生き生きと取り組み、将来の夢がもてるような学びの場を設定する。

【芸術に触れる】

- ・全学年 展覧会
- ・3年生 演劇鑑賞教室
- ・4年生 東京都現代美術館見学
- ・5年生 音楽鑑賞教室
- ・6年生 心の劇場
- ・オーケストラによる演奏や演劇、美術を鑑賞する機会を通して、美しいものに感動する心や、豊かな感性を育み、健全な心の成長を促すことができるよう体験活動を設定する。

【セーフティ教室】

- ・こどもたちが、犯罪等に巻き込まれることがないように、自ら身を守る力を育成する
- ・こどもたちが、自ら加害者等にならないよう、関係機関と連携して学年に応じた内容のセ

(4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

【あいさつ運動】

- ・あいさつは「いつでも、どこでも、だれにでも、自分から」できるよう、各学級独自の具体的な取組を実施する。

【人権教育】

- ・互いのよいところを見つけ、認め合う活動を行う。
- ・いじめ防止の視点に立って、一人一人のこどもに、自他の存在を等しく認めて、互いの人格を尊重する態度や相手を思いやる心を学年に応じて育てていく。

【自治的活動】

- ・こどもが他者から認められること等を通して、自己有用感をもてるようになることにより、いたずらに他者を否定したり攻撃したりすることを減少させる。
- ・こどもたちが主体的に自治的活動を展開できるように、教員の指導力を高める。
- ・教員による平時からの取組についての確認を徹底する。

- (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策……全校児童の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

【情報モラル教育】

- ・学年に応じてインターネット等に関するいじめの防止を、学級指導や道徳授業、セーフティ教室における指導等を通じて推進する。

【専門家の派遣】

- ・インターネットを通じて行われるいじめに関して、専門家を招聘し、最新の対応方法に関する授業及び保護者向け公開講座等を実施する。

【実態把握】

- ・学年に応じた情報モラル教育の年間指導計画を作成し授業を実施する。

【保護者の啓発】

- ・SNS 学校ルール、家庭ルールを策定し、保護者会やPTA活動等を通して保護者への意識付けと啓発を行い、保護者と連携した情報モラル教育を推進していく。

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童に対して繰り返し指導を行う。(東京都教育委員会 HP「SOS の出し方に関する教育」を推進するための指導資料についてを参照。)

具体的な取組内容

- ・5年生、6年生でDVD教材「自分を大切にしよう」を活用した授業を、長期休みの前に実施する。
- ・全校においては、朝会の校長講話を年間3回以上行う。
- ・SOS の出し方の手紙を配布する時、各学級で実態に応じた指導を行う

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

【教職員の共通理解】

- ・いじめ防止に関する基本的事項の理解をはじめ、児童理解のための校内研修会を年3回実施し、校外研修で学んできたことも研修で広める。
- ・全教職員がいじめについて共通の認識をもち、同じスタンスで対応ができるようにする。
- ・日常的にいじめの問題に触れ「いじめは絶対に行ってはならない」という雰囲気を学校全体に醸成させる。

【児童理解の推進】

- ・こどもたちの関係性や心の問題等を的確に把握し、更なるいじめの防止につなげるために効果的なワーク等を活用する。(U-SST ソーシャルスキルワーク)

4 いじめの早期発見のための取組「Action 24」の推進

(1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

【ともだちアンケート】

- ・年3回、一人一人のこどもにいじめの早期発見につなげるための「ともだちアンケート」を実施する。
- ・9月には保護者にもアンケートを依頼する。
- ・やられたことだけでなく自分がやってしまったことも記入できるようにする。
- ・さらに、嬉しかったこと、先生に伝えたいこと等自由に記述できるようにし、調査をもとに教師との交流も図れるようにする。
- ・いじめの兆候にかかわる内容については、別途個別面談等を実施し、早期対応を行う。
- ・一人一人の悩み等に対する教育相談につなげられるようにする。

【ふれあい月間】

- ・こども同士の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」として位置付け、この期間は重点的にいじめの防止に関する授業や講話を行う。

(2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

【全員面談】

- ・いじめの早期発見に向け、スクールカウンセラー2名体制による全員面談を5年生に実施する。
- ・ふれあい月間にどの教員にでも相談できる期間を設けたり、スクールカウンセラー相談日を周知したりして、こどもや保護者が気軽に相談できるようにする。
- ・上記の内容を学校だよりに記載し周知する。

【教育相談機関の周知】

- ・教職員や保護者に相談できないこどもが、少しでも安心して相談できるよう、教育相談機関等を繰り返し、また広く周知する。(区・都の相談機関等)

(3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

【連絡帳】

- ・けがや問題行動等、気になったことは早めに保護者に連絡し、こどもの状況を把握し共通理解を図る。
- ・いじめの兆候を見逃さず、こどもや保護者の相談に応じる機会を直ちに設定する。

【保護者会・個人面談】

- ・保護者会(4月、7月、12月、2月)、個人面談(10月)を通してこどもの状況を把握するとともに、保護者の相談に応じる機会を設定し、いじめの早期発見・早期対応を図る。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消(※)を目指す。
(※)①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月を目安)。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

(1) 法に規定されている「重大事態」の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童・生徒が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、(児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた必要な措置をとる。